13950153	渡邉　健二	自己都合
13980112	大井川政夫	〃
14820536	森　敏雄	〃
14950025	伊藤　一男	死亡
14960033	三國谷保廣	自己都合
17140005	佐野　英二	〃
17820035	市野　昭	死亡
20830298	丸山　孝一	〃
22060008	山田　浩通	自己都合
23130044	日下日緒素	〃
23930042	関　芳雄	〃
23940004	伊東銀三郎	〃
23970016	酒井　幸三	〃
24040016	佐々貴隆昭	死亡
26830458	高谷　祐司	〃
27030057	大森　俊雄	自己都合
27040022	英保　史郎	〃
27090067	山本　京子	〃
27100023	郷原　直樹	〃
27100230	松本　恭子	〃
27110050	田中　亜紀	〃
27820237	松田　真吾	〃
27821692	馬塲園高一	死亡
27840019	伊東　和雄	自己都合
28820183	宮本　謙三	〃
28830130	野中由美子	〃
30030006	堀　泰典	〃
30990012	木村　数也	死亡
33130019	赤木　和子	自己都合
40030008	井上　美紀	〃
40030052	島　博昭	〃
40040003	大川加奈子	〃
40070038	髙牟禮精二	〃
40090033	竹松　翼	〃
40120026	松浦　亮介	〃
40120071	石橋　渡	〃

社会保険労務士名簿への紛争解決手続代理業務の付記の公告

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第14条の11の５の規定により社会保険労務士名簿に紛争解決手続代理業務の付記をした者を次のとおり公告します。

平成27年４月30日

全国社会保険労務士会連合会

登録番号	氏名
平成27年３月15日付	
34070020	釆原　朱実
平成27年４月１日付	
01050023	山口　民枝
01130059	矢萩　努
01140016	小林　博美
03110015	髙橋　登
04080005	蜂谷　幸士
06100001	鈴木　和香
06130009	山科　貴行
06140003	多田　智子
07100006	白岩　裕和
07130014	竹尾　伸一
07130015	根本　勇
08030019	高橋　勉
08080017	齋藤　寛之
08120006	菅野　重之
08130014	永井　誠
08130024	船橋　信正
08140006	大髙　秀樹
08940002	阿内　利之
09120025	遠山　恵一
09130004	宮下　恭子
09130022	北山　茂治
10100018	秦野　英治
10130016	小保方克仁
10140003	北風さゆり
10140005	大山　哲夫
10960002	小幡依都子
11030007	春原　秀人
11080002	橋本　勇
11100110	副島　晶子
11110031	松丸　剛之
11130056	三上　賢市
11130094	酒井　宏
12050034	細川　知敬
12070044	鍋島　明彦
12120050	石神　民雄
12130005	阿部　絵美
12140001	伊藤　繁
12140002	高橋　伸明
12140031	永山恵美子
12140046	饗庭　秀史
12970003	大森　克夫

登録番号	氏名
13030120	森川　千長
13080190	熊谷　智史
13080629	海道　信明
13090092	堀内　勝利
13090344	赤澤　将
13090430	上原　豊仁
13090448	加藤　明子
13110072	髙橋　昭洋
13110161	遠田　昭夫
13110445	鈴木　一義
13110446	日髙　豪
13110572	森田　康広
13110601	村岡　俊明
13120193	櫻井宏二郎
13120377	千葉　哲
13120549	伏見　和徳
13130051	藤原　英典
13130103	久保田浩司
13130256	秀平　健
13130369	大木　雄一
13130373	岡村　明
13130398	正木　義久
13130399	猪苗代健一
13130404	新飯田悦孝
13130411	髙橋　恵子
13130414	金道　秀和
13130512	髙野かおり
13140024	高橋　知子
13140030	太田　正伊
13140050	後藤　武
13140164	安西　邦享
13140281	柳田　恵一
13140285	廣瀬和歌葉
13830070	白鳥　孔一
13831900	吉原　和夫
13970280	青山　俊明
13990290	渕上　哲
13990293	郡司　知昭
14020042	今井　恵子
14050112	髙澤　厚子
14060106	佐藤有佳子
14110031	水谷　亮
14120005	土屋　章司
14120058	平林　整
14120137	吉澤　努
14130016	常木　達雄
14130082	平塚　信一
14130111	佐藤　珠己
14140008	吉田　訓行
14140016	矢嶋　亜紀
14140041	大澤　昭
15020016	時田　辰利
15130025	山崎　智美
15140004	関澤　守人
17120001	林　孝行
18040014	岩﨑　正洋
18090004	岡田　留理
18110009	前川　彰彦
19100007	三井　倫実
19100013	大堀　春男
19110007	髙橋　和彦
20100025	馬場　孝幸
20130015	竹内　明仁
22130025	伊原　健
22140015	松本　孝夫
23080092	新美　隆史
23090100	丸岡　弘幸
23100032	藤井　貴子
23100141	上條由香里
23110001	清水　千絵
23110095	木戸　義明
23120009	木下智香子
23120074	近藤　克明
23130002	木村美智子
23130086	佐野　実哉
23130112	鎌田　明夫
23130118	舞　晃弘
23140025	田中　護
23140040	白石　裕子
23140051	梅木美智人
23140054	八巻　幸弘
23920047	粟田　雅司
24120011	岡田　健
24120019	瀧谷　英幸
25080018	大川　優佳
25120017	髙山　由美
25140007	津田　寛介
26120027	岩﨑　賢
26130034	田中　啓之
26130046	新井　文昭
26130048	綿田　周作
26140005	喜多　和美
26140017	宮崎　彩織
27060213	西村　顕二
27080028	山下　道子
27110143	濱田　有里
27110171	河合　里奈
27110197	浦　幸佑
27120091	押田　幸治
27130006	喜多　裕明
27130016	八塚ソトム
27130150	岩崎　秀夫
27130152	岩本　浩昭
27860070	田知本治志
27940001	中川　良雄
28000065	小谷　英子
28090052	篠﨑　武彦
28130011	尾鼻　則史
28130057	辻　美也子
28130061	城戸　信幸
28130080	今井　寛人
28130100	長井　大郁
28140006	山崎　喜史
28140027	佐伯　等
31120011	君野　雄
32110009	渡部　由貴
33120010	丸山　大輔
34040010	伊藤　直幸
34130028	福田　亜見
35070008	延田　健治
39130004	豊浦　泰嗣
40070083	田﨑　創
40090078	江﨑　信
40110024	井上　貴行
41120006	廣渡　陽子
42110004	才津禎一朗
42130006	松本　正
43130002	柏原　佳史
44120006	加嶋　慎介
45130007	外山　敏文
46090017	栗山　哲司
46100002	新屋　尋崇
46120006	下野陽一郎
46140006	土本　貴和

地方公務員共済組合連合会公告

地方公務員共済組合連合会定款（昭和59年４月１日制定）の一部を次のように変更する。

平成27年４月30日

地方公務員共済組合連合会

理事長　板倉　敏和

第１条　地方公務員共済組合連合会定款（昭和59年４月１日制定）の一部を次のように変更する。

第３条第１項第２号及び第３号を次のように改める。

⑵　法第77条第１項に規定する付与率、同条第３項に規定する基準利率、法第89条第１項に規定する終身年金現価率、法第90条第１項に規定する有期年金現価率並びに組合の退職等年金給付に係る標準報酬の月額（法第43条第１項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）及び標準期末手当等の額（法第44条第１項に規定する標準期末手当等の額をいう。以下同じ。）と掛金との割合を定めること。

⑶　法第５章の２に定めるところにより実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金の運用状況の管理に関する事務を行うこと。

第３条第１項中第７号を第10号とし、第６号を第９号とし、第５号を第８号とし、同項第４号中「又は」を「、又は」に改め、同号を第７号とし、同項第３号の次に次の３号を加える。

⑷　厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する事務を行うこと。

⑸　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第84条の５第１項に規定する拠出金（以下「厚生年金拠出金」という。）を納付し、又は同法第84条の３に規定する交付金を受け入れること。

⑹　組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関し、厚生年金保険法第２条の５第１項に規定する実施機関との情報交換及び連絡調整を行うこと。